

●香川県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成25年1月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成24年12月21日	丸亀市医師会訪問看護ステーション 丸亀市大手町2丁目1番7号丸亀市保健福祉センター3階	社団法人丸亀市医師会 丸亀市中府町5丁目1番3号	訪問看護 介護予防訪問看護